平成２５年（フ）第２５７号
相模原市中央区横山６丁目４番１号　アスリートタウンＫＯＩＺＵＭＩ405
債務者　川口　久雄
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５５４号
堺市北区中百舌鳥町４―１―４シティーサイドアベニュー202号室、前居所堺市中区堀上町505番地１山内ハイツ103号、住民票上の住所堺市中区福田1179番地14
債務者　山野　　武
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４３号
堺市中区福田842番地23
債務者　谷口　愛希（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４８号
大阪府羽曳野市野357番地の11
債務者　福島　厚夫
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６２号
堺市北区新金岡町４丁４番５―306号
債務者　山本　幸司
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６９号
大阪府高石市東羽衣４丁目４番３号
債務者　服部　　煇
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９０号
堺市西区菱木１丁2233番地66、前住所大阪府岸和田市岡山町25番地の１メゾンさくら坂102号
債務者　小柳　輝晃
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０３号
堺市東区関茶屋68番地１グラン・コート初芝107号
債務者　松本　　香
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３６号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目10番19号
債務者　山戸　敬子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３９号
堺市中区深井清水町3455番地２　ヴィレッジ深井201号
債務者　平松　　聖
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
高知市愛宕町２丁目10番４号　奥
債務者　髙村　紀夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９５２号
福岡県大野城市若草２丁目31番５号
債務者　寺井利恵子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１８号
福岡市早良区南庄６丁目８番18号
債務者　島上佳名子（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３９号
福岡県朝倉郡筑前町東小田632番地５
債務者　高橋　正和
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈270番地４
債務者　小淵　由香
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６９号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1962番地１アビタシオン夜須406号
債務者　松本あゆみ（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７５号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番26―322号
債務者　草場まゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７６号
福岡市博多区相生町３丁目２番50号、住民票上の住所福岡市博多区光丘町２丁目２番38号
債務者　平山塗装工作所こと　平山マスコ
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部